

平成 26 年 2 月
人事教育局人事計画・補任課

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行に伴う自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果について

防衛省において、平成 26 年 1 月 18 日（土）から同年 2 月 17 日（月）までの間、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行に伴う自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令案及び防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（仮称）案について、広く国民の皆様からの御意見を募集しましたところ、2 件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する防衛省の考え方を別紙のとおり報告いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも防衛省に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

住 所：162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省人事教育局人事計画・補任課

電話番号：（代表）03-3268-3111内線20654

F A X：03-5229-2137

意見の内容	意見の内容に対する考え方	(案) からの修正
「自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令」と同じなので今更言うのも気が引けるのですが、「防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（仮称）案」は、応募資格者を自衛官としての勤務期間が１年以上の者とし、採用時の階級を退職時等の階級と同位以下としています。 しかし、採用予定自衛官の階級が高い場合、採用時の階級を退職時等の階級と同位以下としたのでは、適任者が見つからなくなるおそれがあると思います。 また、医師等の特殊な業務の場合、応募資格として自衛官としての勤務経験を求めるのは、あまり合理的でなく、これについても適任者が見つからなくなるおそれがあると思います。 それにもかかわらず、これらのような限定をしたのでは、適任者を見つけるのが困難であることをおもんばかって、休業の対象者が休業を得るのをためらってしまうといった事態が生じるおそれがあると思います。 したがって、前記のような限定は、原則的な取扱いにとどまるものとし、必要な場合には、その例外を認めることができることとするべきだと思います。	休業に伴う任期付採用については、自衛官の任務の特殊性を勘案し、応募資格として自衛官としての勤務経験を要件としています。 平素より、任期付採用の候補となる者の確保に努めると共に、職員が配偶者同行休業を希望する場合には、任期付採用のみならず、配置転換等も含めた人事上の対応により、対象者の休業取得が円滑に行われるよう努めていきたいと考えています。	無し
この法律は、家族で一年間、裕給をとり、その間の補充要因は、スキルのない者を補充して良い、と言うことですか。（後略）	休業は、無給となります。自衛官の任務の特殊性を勘案し、応募資格として自衛官としての勤務経験を要件としています。	無し